

Ⅲ-2. 自力救済の禁止

2025年1月19日

M.Fujii

債務不履行者などに対し、権利者が自分の力だけで（強制的に）権利を実現しようとする行為を自力救済といいます。

自分の所有する何かを盗まれたり、貸したのに返ってこない場合に、法的手続きをとらずに、自分で取り替えそうとするのが自力救済です。違法駐車を警察に言わずに勝手に移動するなども該当します。

自分の物が盗まれたり、あるいは利用している土地に他人が危害を加えて、権利者が利用出来なくなった場合に、権利があるからと言って自力で取り戻したりしてはいけないということです。

国が裁判制度を設けているので、そこで互いの言い分を主張し、裁判所にその是非を決めてもらわなければならないということです。

禁止されている理由のひとつは、公平性を欠く手続きが社会秩序を乱す恐れがあるからです。

以上